

1. 自然災害リスクについて

- 昨年は、大阪府北部地震（6月）、西日本豪雨（7月）、台風21号、北海道胆振（いぶり）東部地震、台風24号（9月）と大規模な自然災害が連続して発生した。その被害は全国の広域にわたり、これら5つの災害だけで合計140万件、金額では1.3兆円を超える過去最大級の保険金支払いが生じている。
- 迅速かつ適正な保険金の支払いは、保険会社の基本的かつ最も重要な機能。各社におかれては、災害発生後、速やかに応援社員等の大量動員によるバックアップ体制を構築・運営するなど、東日本大震災や熊本地震等の経験を活かした体制整備の下、迅速かつ適正な保険金支払いにご尽力頂いていると承知。これまで大きな混乱もなく被災者への対応を進めたことに感謝。
- その一方で、昨年の災害対応では、例えば、損害鑑定人の不足などの大規模災害全般に共通する課題があった。このほか、比較的少額の損害も多い台風災害では、罹災直後の請求が想定以上に殺到し、コールセンターへの電話が繋がりにくくなったなどの課題も認められた。
- 災害は発生しないに越したことはないが、他方で、南海トラフ地震などの巨大災害の発生も懸念されている。各社とも、昨年の災害対応における経験や課題等も踏まえ、保険金支払態勢の一層の強化に向けた不断の取り組みをお願いしたい。
- また、こうした自然災害という大きなリスクを引き受ける保険会社においては、再保険手配を通じて自社の保有するリスクを適切にコントロールすることが重要。これまでのモニタリングにおいて、各社の保有リスクや再保険手配の実態を確認したところ、大規模災害への備えと期間損益の双方を考慮し再保険を手配する方針の社と、期間損益を重視した再保険手配を行い、大規模災害時には異常危険準備金等を充当する方針の社などが認められている。
- どのような方針を採るかは、各社の経営判断によるものだが、その判断にあたっては、自社の経営方針、財務基盤、保有契約のポートフ

オリオ等を勘案の上、経営の安定に向け、中長期的な視点に基づきメリット、デメリットを十分に検討して議論をすることが重要。

- とりわけ、今年度のように異常危険準備金の相当の減少が見込まれる局面においては、今後も複数の大規模災害や、これまでを上回る巨大災害が発生し得ることも視野に入れ、経営の安定性確保の観点から、保有・出再方針について、より多角的な検討や議論が求められる。
- 既に各社においては、次年度の再保険手配など保有・出再方針について検討を進めているところと承知しているが、こうした問題意識を踏まえ、経営レベルでの十分な検討や議論を行っていただきたい。

2. サイバーリスクの引受について

- 近年はサイバー攻撃による被害が増加し、サイバーリスクが新たな保険引受リスクとして出現しているところ。こうした中、大手社を中心に、2015年頃より防災・減災サービスを含めたサイバーリスク専用の保険商品の開発・販売が進んでいるなど、各社で積極的に国内マーケットを開拓されているところと承知。
- サイバーリスクを補償する保険商品は、歴史が浅いこともあり、現在のマーケットは比較的小規模である。一方で、近年のサイバー攻撃等への社会的関心の高まりを踏まえると、今後の発展の余地が大きいと考えられ、国内企業におけるサイバーリスクへの備えを充実する観点からも、引き続き、各社の積極的な取り組みをお願いしたい。
- 一方、サイバーリスクを補償する保険商品の開発・販売を行っていく上では、適切な保険引受リスクの管理が必須。現状では事故実績等のデータが乏しく、かつ変化のスピードが速いこと、また、地理的なリスク分散が効きにくいなどリスク管理の面で自然災害等の既存のリスクとは異なる特性を持つことなどから、再保険を含めたサイバーリスクに係る保険マーケット自体が発展途上にあると承知。
- 金融庁としても、こうしたサイバーリスク特有の管理の難しさを踏まえ、引き続き各社において、伝統的な保険ではサイバーリスクが明示的に免責となっていないという、いわゆるサイレントサイバー

を含めた集積リスク管理の状況や、再保険手配等のリスク管理態勢について実態把握を進めていく。

3. その他、社会的関心の高いリスクについて

- 近年、社会的関心が高まっているリスクとしては、自然災害リスク、サイバーリスクのほかにも、例えば、認知症高齢者等による事故や自転車利用中の事故に係るリスクなどが挙げられる。
- これらのリスクへの対応については、政府においても様々な検討や取組みを進めているところであるが、その中で、事故により賠償責任等を負ったときの備えとして、損害保険に対する期待が高まっている。
- 各社においても、認知症高齢者等の事故において、家族等が監督責任を問われた場合に備える賠償責任保険や、インターネットから加入できる自転車保険等の商品を開発するなど、様々な取組みを行っているものと承知しているが、引き続き、積極的な取組みをお願いしたい。

4. デジタライゼーションについて

- 大手損保のリアルタイムモニタリング（経営動向把握）の中で、大手損保会社は、ビジネスモデルに影響を与える環境変化の1つとして、デジタライゼーションをはじめとする技術革新を重要視し、経営会議や取締役会で継続的に議論している様子が見え始めたところ。
- 近年のデジタライゼーションの加速的な進展は、既に損害保険の分野にも影響を与えている。既に各社とも、専門部門の立ち上げ、研究機関や専門企業との連携等の体制整備を図り、商品・サービスや各種業務プロセスにおけるデジタル技術の活用に努めているところと承知。
- こうした取組みの成果として、例えば、自動車保険の分野ではテレマティクス技術を用いて安全運転をサポートする自動車保険の発売が続いている。顧客利便の向上の面でも、スマホアプリを用いた保険

加入や SNS 等を活用した保険金請求など新しい仕組みが生み出されている。

- また、昨年の災害対応においても、損害調査業務において画像データを活用した事例や、書類のペーパーレス化を進めることで、全国の調査拠点で分散して損害調査を処理した事例など、業務プロセスへのデジタルイゼーションの活用が、迅速な顧客対応につながった事例が認められている。
- 今後、国内保険マーケットが縮小していく可能性もある中で、デジタルイゼーションの進展を積極的に活用し、様々な顧客ニーズに対応するとともに会社としての生産性を向上していくことは、経営基盤の強靭性を高める上で重要であり、引き続き積極的な取組みを期待。
- 他方、デジタルイゼーションの進展は、革新的なサービスを携えた新たなプレイヤーが金融分野に進出する足掛かりとなり得るもの。損害保険の分野においても、プラットフォーマーやデジタル技術に長けた企業等の参入が既存の保険マーケットにもたらす影響について、国際的にも様々な議論がなされている。
- 例えば、保険監督者国際機構（IAIS）が2017年に公表したレポート「FinTech Developments in the Insurance Industry」での分析がある。そこでは、保険の販売や管理がプラットフォーマー等の提供する商品・サービスの中に組み込まれるなど、保険ビジネスの各プロセスが分断され、それぞれ新規参入者が既存の保険会社にとって代わることにより、最終的には既存の保険会社の機能がリスクの保有・分散のみに縮小したり、保険会社自身がマーケットから退場させられるといった可能性も論じられているところ。
- デジタルイゼーションの進展に対応したビジネスモデルの構築においては、デジタル技術を活用して目新しい商品・サービスを開発する、あるいは事務の効率化を図るといった足下の競争環境への対応だけでなく、経営陣が中長期的な視点で保険マーケットの変化の可能性を見据え、そのために必要となるデジタル技術等の経営基盤をどのように整備していくかなど、経営レベルで将来的な戦略を検討していくことも重要。

- 金融庁としても、こうした問題意識の下、デジタルイゼーションの進展を踏まえた国内保険マーケットにおける中長期的な変化の見通し、顧客・保険会社への影響、および各社の検討状況等について、今後、各社との対話を行っていきたい。

(以上)